

県南広域振興局長告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年9月14日

県南広域振興局長 細川 倫史

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371200064	社会福祉法人江刺寿生会	さくらの郷指定訪問介護事業所	奥州市江刺岩谷堂字反町 361番地1	平成30年9月30日